

建業第 319 号  
建技第 439 号  
平成27年3月30日

交通基盤部各関係課長様  
交通基盤部各出先機関の長様  
各農林事務所長様

交通基盤部長

設計・施工一括発注方式（総合評価型）審査委員会設置要領  
について（通知）

このことについて、別添のとおり静岡県交通基盤部審査委員会設計・施工一括発注方式（総合評価型）審査委員会設置要領を定め、平成27年4月1日から施行することとしたので、通知します。

担当 建設業課指導契約班  
電話番号 054-221-3059  
担当 建設技術監理センター技術支援第3班  
電話番号 054-268-5004

## 設計・施工一括発注方式（総合評価型）審査委員会設置要領の制定について

### 1 制定の理由及び内容

設計・施工一括発注方式（総合評価型）試行要領の制定に併せ、必要事項を定めた設計・施工一括発注方式（総合評価型）審査委員会設置要領を新たに制定する。

### 2 施行期日

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 設計・施工一括発注方式（総合評価型）審査委員会設置要領

### （目的）

第1条 設計・施工一括発注方式（総合評価型）の実施に当たり、当該案件の実施に関する事項の審査等を公正に行うため、静岡県交通基盤部設計・施工一括発注方式（総合評価型）試行要領第4条の規定に基づく「静岡県交通基盤部設計・施工一括発注方式（総合評価型）審査委員会」（以下「設計施工委員会」という。）を設置する。

### （事務）

第2条 設計施工委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- （1）落札者決定基準
- （2）その他、実施方針等委員長が必要と認める事項の審査

### （構成）

第3条 設計施工委員会は、案件ごとに設置する。

- 2 設計施工委員会は、学識経験者と県の職員で構成するものとし、別記1のとおりとする。
- 3 学識経験者に係る委員は、交通基盤部長が委嘱する。
- 4 学識経験者に係る委員の任期は、前条に定める設計・施工一括発注方式（総合評価型）での発注工事に係る技術的内容の審査に必要な期間とする。
- 5 委員長は、学識経験者に係る委員の互選による。副委員長は、委員長が指名するものとする。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、審議の対象となる案件を担当する課の職員を指名し、当該案件について説明を求めることができる。

### （委員会の開催）

第4条 設計施工委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

- 2 設計施工委員会は、学識経験者に係る委員の2名以上かつ委員の過半数の出席で成立するものとし、原則として代理出席は認めない。
- 3 委員長が欠席の場合は、副委員長がその職務を代理する。
- 4 設計施工委員会の会議は、原則として非公開とする。

### （庶務）

第5条 設計施工委員会の庶務は、技術管理課（建設技術監理センター）、事業担当課及び関係する出先機関で処理する。なお、委員会の審査に必要な技術資料等の調整、説明及び日程調整等は、事業担当課及び関係する出先機関が行う。

( 守秘義務 )

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

( 要領に定めのない事項 )

第 7 条 この要領に定めのないもののほか、設計施工委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

設計・施工一括発注方式（総合評価型）

審査委員会委員名簿

委員	学識経験者（複数）
委員	政策監
委員	建設業課長
委員	技術管理課長
委員	工事検査課技監 1
委員	建設技術監理センター副所長

1 農業又は林業案件の場合に参加を求める